

高根沢町新庁舎整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高根沢町新庁舎の整備（以下「新庁舎整備」という。）に関し、幅広い見地から協議検討するため、高根沢町新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について協議検討し、その結果を答申するものとする。

- (1) 新庁舎整備の基本構想の策定に関すること。
- (2) 新庁舎整備の基本計画の策定に関すること。
- (3) その他基本構想及び基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦のあった者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の日までとする。ただし、前条第2項第2号に掲げる委員が、当該答申の日前に所属団体を離れたときは、当該団体から新たに推薦のあった者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期中における最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

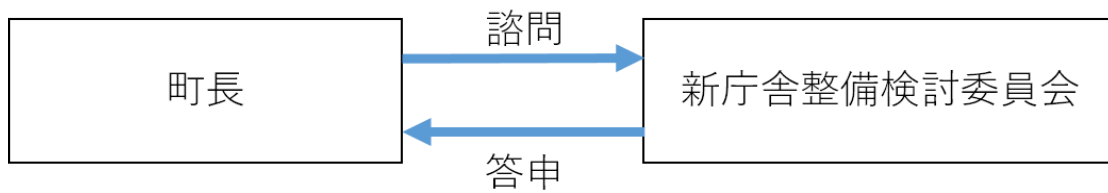
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

新庁舎整備検討委員会の位置づけ



高根沢町新庁舎整備検討委員会は「高根沢町新庁舎整備検討委員会設置要綱」に基づき設置されています。

委員会は、町長の諮問に応じて

- (1) 新庁舎整備の基本構想の策定に関すること
 - (2) 新庁舎整備の基本計画の策定に関すること
 - (3) その他基本構想及び基本計画の策定に必要な事項に関すること
- について協議検討し、その結果を答申します。（設置要綱第2条）

高根沢町新庁舎整備検討委員会運営に関する確認事項（案）

1 委員会について

- (1) 氏名、委員区分（第1号～第4号）及び所属団体等を記載した委員会名簿を町公式 Web サイト及び総務課において公開する。
- (2) 委員が欠席の場合、代理は認めないこととする。
- (3) 第2号委員が所属団体を離れたときは、速やかに当該団体に後任者の推薦を依頼するものとする。
- (4) 第3号委員が次のいずれかに該当することとなったときは、原則として辞任するものとし、速やかに次の公募を行うものとする。
 - ① 高根沢町に在住しなくなったとき。
 - ② 議会議員、国家公務員又は地方公務員になったとき。

2 会議について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することによって議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を非公開とすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、議長が委員会に諮って行う。

3 傍聴について

- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ議長の許可を得るものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況に応じて決めるものとする。
- (3) 傍聴人の会議の録音、写真撮影又は録画撮影は認めない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは速やかに退場するものとする。
- (5) 議長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

4 会議録の作成について

会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成し、町公式 Web サイト及び総務課において公開するものとする。

- ① 会議名、開催日時、開催場所、出席者
- ② 議題
- ③ 傍聴人の数
- ④ 議事内容（原則として発言者名を記載しない要点筆記）
- ⑤ その他必要な事項

高根沢町の状況

1 町の概況

(1) 沿革

高根沢町は、昭和 33 年 4 月 1 日に北高根沢村と阿久津町が合併して誕生しました。古くから関東平野を代表する米どころとして知られていましたが、今日では徐々に都市化が進展し、人と自然が程よく調和する町として発展を続けています。

(2) 位置

本町は、県都宇都宮市の中心部から約 12 km 北東に位置しており、東は丘陵を境に那須烏山市、西は鬼怒川を挟んで宇都宮市、南は芳賀町、北はさくら市に接しています。なお、町の西端は国道 4 号線と J R 宇都宮線が縦貫しており、約 100 km の距離にある首都圏には宇都宮駅から東北新幹線で約 45 分、自動車であれば東北自動車道を利用して約 120 分で到達するという、恵まれた地理的条件にあります。

(3) 地理

地勢は大きく 4 つに区分され、東端は八溝山系の丘陵台地が南北に走り、中山間的な農村地域になっています。また、ゴルフ場が点在するほか、温泉を有する観光施設「道の駅たかねざわ 元気あっぷむら」があります。

中央部は平たんで広大な水田地帯が広がり、このほぼ中央部に町の文化とスポーツの総合施設である町民広場があります。

さらに、西部台地には J R 宝積寺駅を中心に商店街や住宅地が広がり、その南には情報の森とちぎ、宮内庁御料牧場、本田技研工業等が立地しています。また、町の西端には鬼怒川が流れ、その東沿岸には水田が広がっています。

気候は内陸性の特徴を有しており、令和 2 年の年間平均気温は 14.2℃、年間降水量は 925 mm で積雪はあまりありません。

総面積	広狭	標高	気温
70.87 km ²	東西 10.7 km	最高 195.7m	最高 38.5℃ (H30.7)
	南北 11.5 km	最低 109.0m	最低 -10.0℃ (H23.1)

土地利用の状況は、町の総面積 70.87 km²のうち、農地が約 39.81 km²で面積の 56.2% を占め、その 90.9% が田んぼとなっています。なお、山林率は開発の進展に伴って低下し、現在は 6.6% にすぎません。

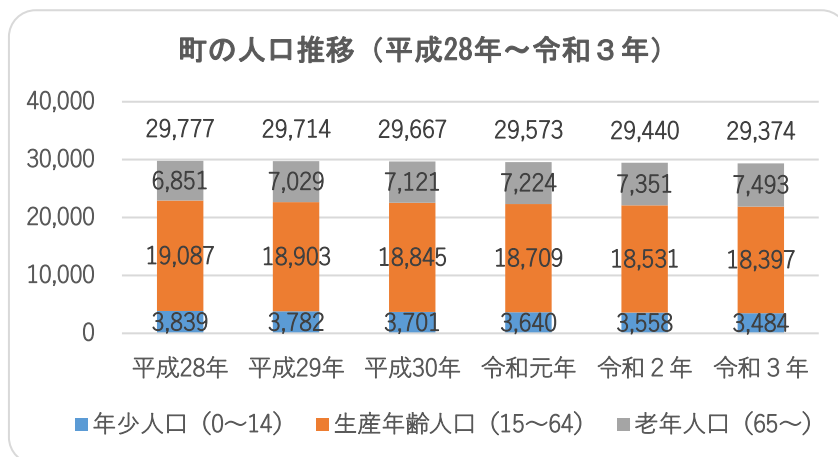
	田	畑	山林	原野	宅地	その他	合計
面積：km ²	36.192	3.615	4.625	0.085	7.292	19.061	70.870
(割合：%)	(51.07)	(5.10)	(6.53)	(0.12)	(10.29)	(26.90)	(100.0)

(4) 人口状況

①人口の推移

本町の人口は平成 25 年頃までは 3 万人台を維持してきましたが、平成 26 年には 2 万人台となり、以降ゆるやかに減少しています。

年齢別に見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は長期的に減少傾向が続いています。一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。



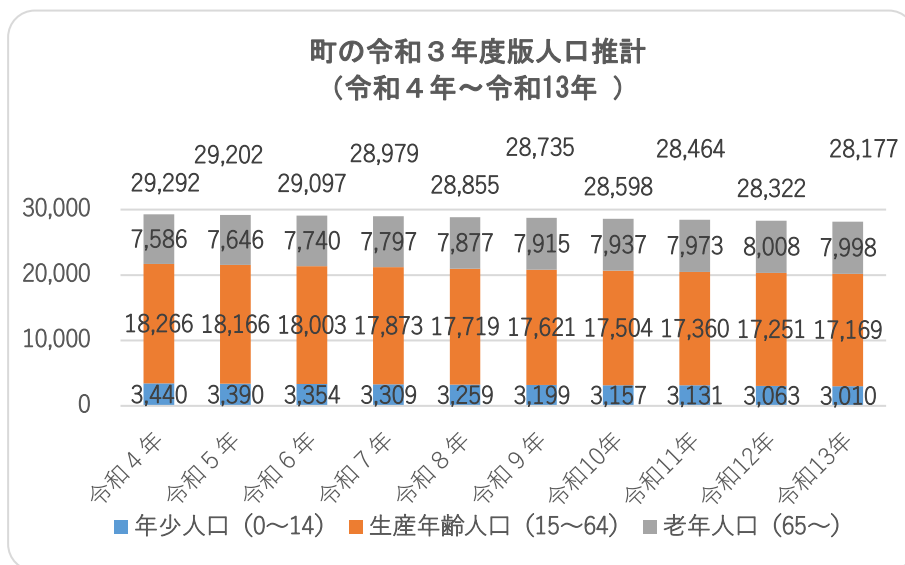
資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

②将来人口の推計

町では、毎年4月1日時点における住民基本台帳の登録人数を基に将来の人口推移を推計しています。

令和3年4月1日時点で本町の将来人口を推計すると、今後このままの傾向で人口が推移すると仮定した場合、4年後の令和7年には2万8千人台へと減少すると見込まれます。

年齢別にみると、年少人口と生産年齢人口は、引き続き緩やかな減少傾向が続くことが見込まれます。一方で、老年人口は増加傾向が続く見込みですが、長期的にみると令和23年頃をピークに減少に転じることが予想されます。



資料：令和3（2021）年度版 高根沢町人口推計（高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法により推計した予測値）

(5) 財政状況

本町の近年の歳入歳出額（一般会計、決算額）は、平成 23 年の東日本大震災以降、復興事業費や普通建設事業費が増加したこともあり、おおむね 100 億円前後で推移しています。（ただし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等の影響により、歳入が 150 億円余、歳出が 143 億円余となりました。）

歳入の柱となる町税はおおむね 43～45 億円前後で収入全体の約 4 割であり、その他、地方交付税、国県支出金などが町の主な収入を支えている状況です。特に地方債は、平成 23 年以降約 8 億円で推移しており、地方債残高は増加傾向にあります。

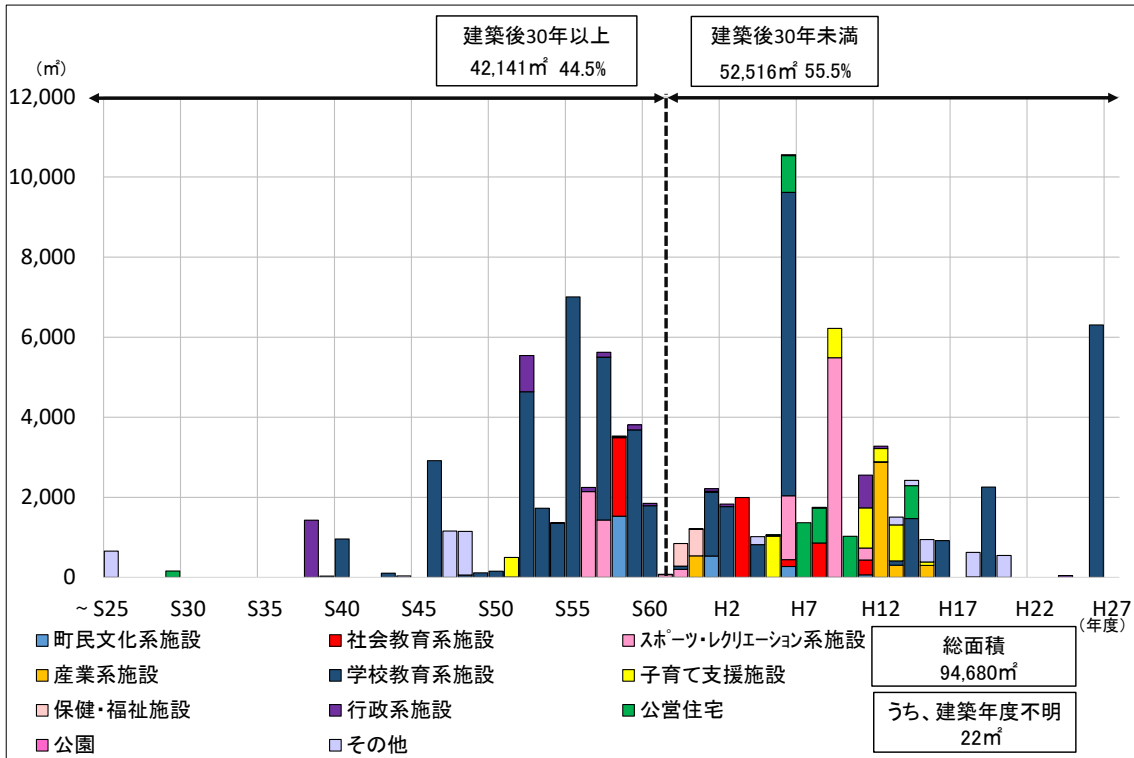
歳出は、物件費が最も多く全体の約 2 割を占め、その他、人件費、補助費等、扶助費、普通建設事業費、公債費などの支出割合が高くなっています。人件費は多少の抑制傾向にありますが、物件費、扶助費、補助費等は増加しています。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 4 つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率）は令和 2 年度決算においていずれも国の基準を下回っており、町財政は健全な状況にあるといえます。

2 公共施設等の現況

平成 28 年度に策定した『高根沢町公共施設等総合管理計画』によると、本町の公共施設数は 70 施設あり、総延べ床面積は 94,679 m²となっています。（計画策定後、道の駅たかねざわ 元気あつむらの新施設建設や土づくりセンターの大規模改修等が行われたため、現在の数字とは若干の差があります。）

このうち、建築後 30 年以上経過している施設の延床面積は 42,141 m²で、全体の約 44.5%を占めています（H28 時点）。役場本庁舎についても、第 1 庁舎が昭和 38 年、第 2 庁舎が昭和 52 年に建設されており、それぞれ築 58 年、44 年を経過しています。



公共施設の建築年度別延床面積（H28 『高根沢町公共施設等総合管理計画』）

本庁舎の概要

役場本庁舎は第1庁舎から第3庁舎までの3つの庁舎で構成されており、敷地内には庁舎のほか、附属する建物として自動車車庫や倉庫等があります。

第1庁舎は昭和38年に建設され、その後増改築を繰り返して現在に至っています。

次いで第2庁舎が昭和52年に建設され、平成11年に第3庁舎が建設されました。

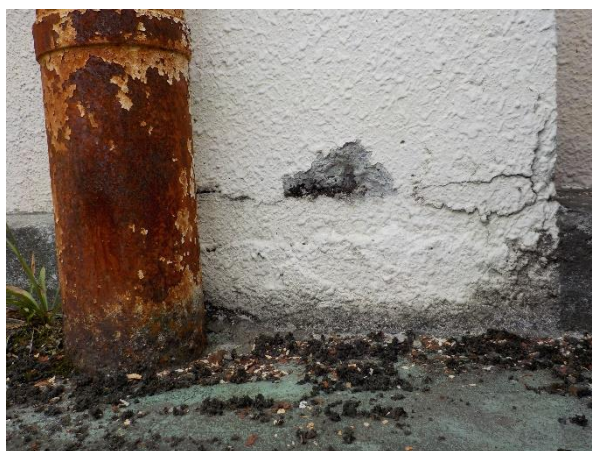
第1・第2庁舎については平成11年度に実施した耐震診断により十分な耐震能力がないことが判明し、平成19年度に耐震壁を設ける工事を実施しました。

平成23年3月11日の東日本大震災では庁舎の倒壊は免れたものの、建物には大きな亀裂や段差が生じました。これらの箇所はモルタル補修など応急的な修繕工事を実施していますが、躯体（※建物の構造強度に関わるような主要な構造部分）に対する工事は行われていません。

このような状況から、『高根沢町公共施設等総合管理計画』では、役場本庁舎の第1庁舎及び第2庁舎の現況と課題については「施設の更新を検討する必要」があるとした上で本庁舎に対する基本的な方針を「老朽化が進行していることから、今後も行政サービスの拠点としての施設のあり方について検討」することとしています。



窓枠の下に生じた亀裂（第1庁舎）



コンクリートが剥離して鉄筋が露出した柱（第1庁舎）

本庁舎の概要

	区分	築年次	構造	課・室／用途	床面積 (㎡)	備考
建物	第1庁舎	S38	RC	【2F】総務課・企画課・ 地域安全課・議場	1,414.09	耐震工事 H19.11
				【1F】住民課・税務課・ 健康福祉課・会計課		
	第2庁舎	S52	RC	【2F】都市整備課・産業 課・元気あつぷ創生課・ 農業委員会事務局	907.21	
				【1F】環境課・倉庫		
第3庁舎	H11	PR	【2F】議会事務局・監査 委員事務局・会議室	817.14		
			【1F】会議室・職員休憩 室			
本庁舎延べ床面積					3,138.44	㎡
土地	本庁舎敷地		庁舎・車庫・駐車場 (64台)		7,859.52	
	第2駐車場		駐車場 (37台)		1,254.38	借地
	職員駐車場		駐車場 (91台)		2,686.44	借地
	使用土地合計面積					11,800.34

※第1庁舎は一部木造・一部鉄骨造 第2庁舎は一部鉄骨造

(参考) 本庁舎のほか、町職員が常駐する施設は次のとおりです。

	施設名	築年次	構造	課・室
本庁機能を 有する施設	農村環境改善センター	S56	RC	学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課
	上下水道事務所	S56	S	上下水道課
出先機関	農業技術センター	S63	S	
	びれっじセンター	H13	W	
	保健センター	S62	RC	
	給食センター	H14	S	
	のびのび保育園	H11	S	
	にじいろ保育園	H13	S	

◆構造

RC : 鉄筋コンクリート造

S : 鉄骨造

W : 木造

PR : 軽量鉄骨造 (組み立て式)

基本的な整備方針

整備方針は大きく3つの方法が考えられます。

増・改築

大規模改修

建替え

- ・社会情勢が建設当初から大きく変化し、職員・機械設備・事務機器等の増加により施設の狭あい化が進んだため、本庁機能の一部を本庁舎の外に移している（学校教育課や上下水道課など）。現在の敷地にこれ以上建物を増やすことが難しい。

⇒増・改築 ×

- ・第1庁舎は、建物の強度に影響するような大きな亀裂が柱や壁に複数生じており、大規模改修では対応しきれない。

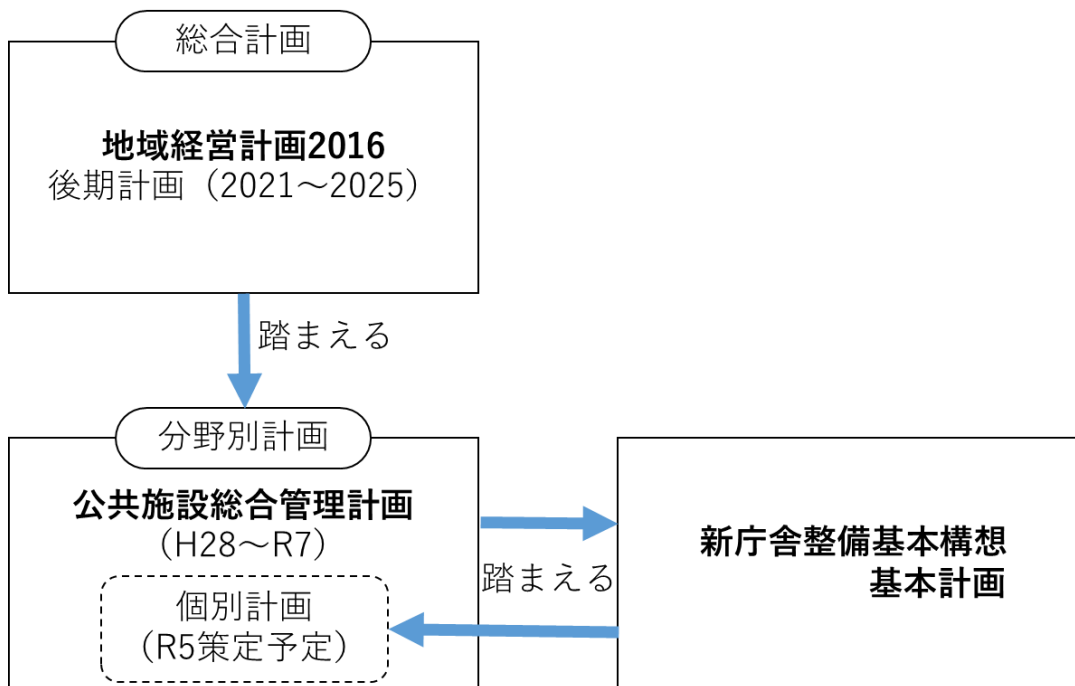
⇒大規模改修 ×

- ・幅広い行政サービスの提供や障害者雇用の観点から施設のバリアフリー化が求められているが、現在の建物では、エレベーターの設置や段差の解消等の対応が困難。

⇒増・改築 × 大規模改修 ×

…これらの状況から、庁舎の整備方針については「建替え」を基本とします。

各種計画との関係と基本構想・基本計画の位置づけ



本町のまちづくりの基本となる最上位計画として『地域経営計画 2016』が定められており、令和 3 年 9 月に後期計画（計画年度：令和 3（2021）～令和 7（2025）年度）が策定されました。

各分野別の計画は、地域経営計画を踏まえて定められています。

『公共施設総合管理計画』は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間における公共施設に関する全体的な管理計画であり、地域経営計画のもと、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な計画を定めています。

新庁舎整備基本構想や基本計画はこれらの計画を踏まえて策定するものであり、『地域経営計画後期計画』には、「ゼロカーボン等の環境への配慮やバリアフリー・ユニバーサルデザインを前提とした整備の基本構想を策定し、具体的な検討を進め」ることが目標として掲げられています。

なお、個々の公共施設の管理計画である『公共施設総合管理計画 個別計画』は、新庁舎の整備の方向性を見極めながら、令和 5 年度に策定する予定です。

基本目標 6-2

「公共施設のマネジメント」を推進する

関連する SDGs の目標



目指す令和 7 (2025) 年度の姿

- ・町の公共施設が適正に管理され、町民の皆さんにとって最適な環境・公共サービスが提供されている。
- ・役場新庁舎の整備方針が決定し、ゼロカーボンの実現など環境への配慮を前提とした具体的な検討が開始されている。

前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開

施策 1 公共施設マネジメントの推進	
全ての公共施設を対象として、安全で適切な環境での施設管理運営と、財政負担の軽減・平準化、施設の複合化・多機能化等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進します。また、老朽化している役場本庁舎について、ゼロカーボン等の環境への配慮やバリアフリー・ユニバーサルデザインを前提とした整備の基本構想を策定し、具体的な検討を進めます。	
主な取組	●公共施設等総合管理計画個別計画の策定 ●新庁舎整備基本構想の策定

施策 2 町有資産の適正管理	
公共施設をはじめとした資産管理への活用につなげていくため、固定資産管理台帳の適切な維持・管理に取り組みます。	
主な取組	●固定資産台帳の更新

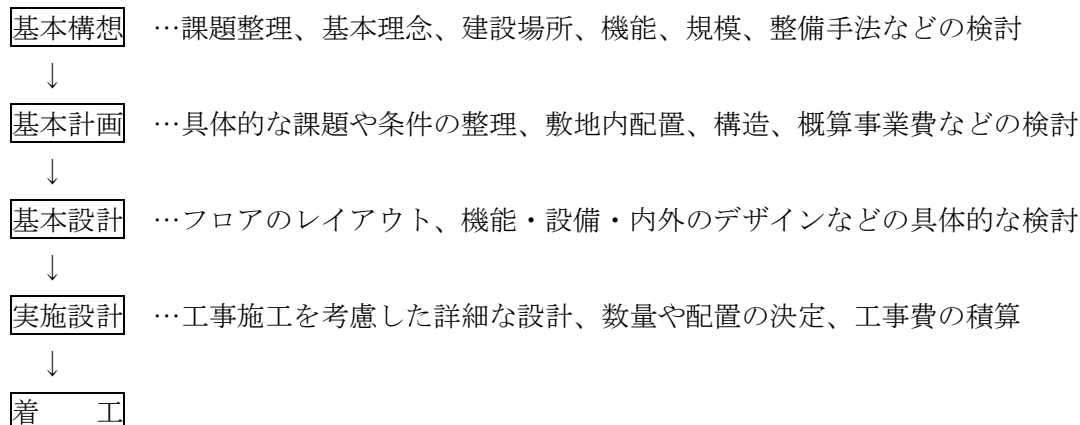
成果目標

指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)	
公共施設等総合管理計画個別計画の策定	未策定	令和 2 年度 (2020)	策定	令和 5 年度 (2023)
役場新庁舎整備基本構想の策定	未策定	令和 2 年度 (2020)	策定	令和 4 年度 (2022)

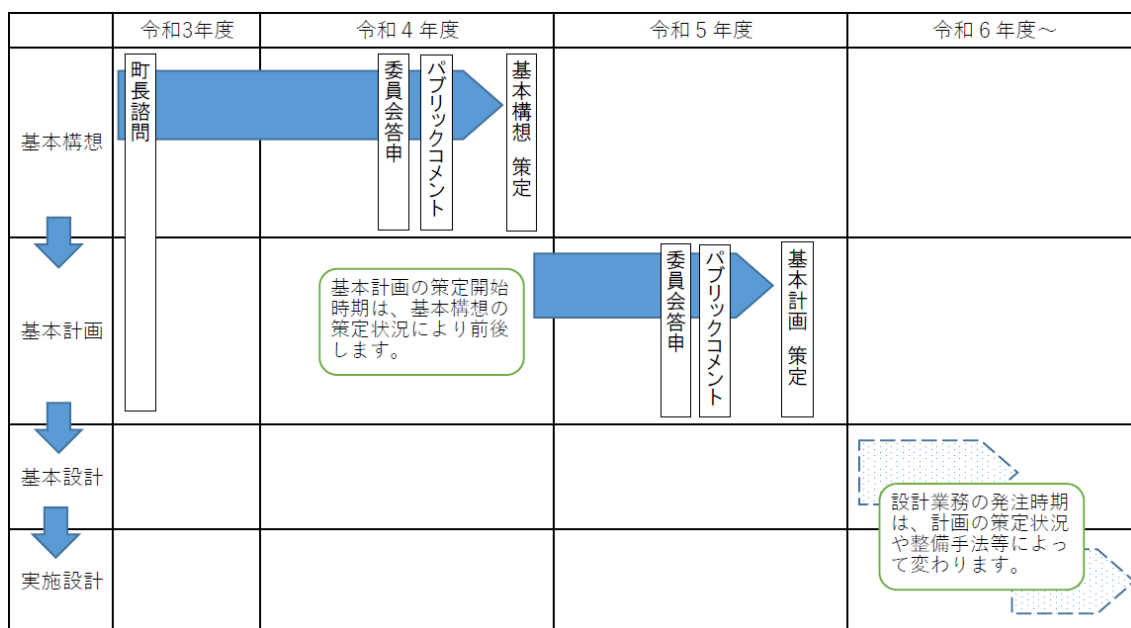
事業スケジュールと基本構想・基本計画策定期間の目安

施設整備事業の一般的な流れは次のとおりです。

(検討事項の一例)



この流れを実際のスケジュールに当てはめると次のようになります。



地域経営計画の目標に掲げているとおり、令和4年度までに基本構想を策定することを一つの目安としています。ただし、上記はあくまでも現時点の予定であり、今後の議論のゆくえによってはスケジュールが前後したり、事業の流れそのものが変更になったりする場合があります。